

令和8年度武雄市シルバーゲーム教室委託業務仕様書

1 業務名

令和8年度武雄市シルバーゲーム教室委託業務

2 業務目的

テレビゲームは思考しながら指先や身体を動かすことに加え、年齢の違い・障がいの有無といったハンデを超えての対戦や交流が見込め、多世代でも交流可能という利点がある。またその範囲はオンラインも含めると無限に可能性が広がっている。

これらの側面を生かして、高齢者向けゲーム教室を開催し、ゲームをきっかけに高齢者同士や多世代との交流や外出の機会を創出し、地域とのつながりを深め、地域において自発的な介護予防に資する活動が主体的に実施されるような地域社会の構築を目指すものとする。

3 業務委託期間

令和8年6月1日から令和9年3月31日までとする。

4 事業対象者

65歳以上の武雄市民

5 業務内容等

(1) ゲーム教室

- ① 実施内容 多くの高齢者がゲームを体験・体感でき、興味を持って継続的に取り組めるよう、対戦型テレビゲームのゲーム機の接続方法から操作方法を習得できるよう指導を行う。
- ② 定員 1か所につき概ね20人まで（会場により異なる）
- ③ 実施担当者 スタッフ 2名体制
スタッフは、テレビゲームの操作や指導に熟知したものとする。
- ④ 実施場所

実施場所は、下記武雄市内各9町の地域包括ケアシステム拠点施設等を基本として実施する。下記以外で実施場所に係る費用が発生した場合は委託料に含むものとする。

町名	拠点の場所	名称	回数
武雄町	武雄温泉楼門横	よか楼門	7
橘町	橘公民館前	みんなの家 橘	7
朝日町	旧朝日公民館裏	つながる朝日	7
若木町	若木公民館敷地内	ふれあい大楠館	7
武内町	武内公民館敷地内	ほほえみ館	7
東川登町	旧内田区公民館	ふれあいの家しののめ	7
西川登町	旧西川登保育所	かんころの家	7
山内町	山内保健センター内	つなごうやまうち	7
北方町	旧北方水道庁舎内	よりあい処一心助け隊	7

⑤ 実施回数、時間

- ・武雄市内各9町 × 年7回（年63回）の教室
1回の実施時間は90分以上120分以下とする。

⑥ 使用機材

使用機材については以下のものは市が調達し、事業に用いる。その他必要なものについては市

と協議の上、委託先が準備する。委託先が持ち込んだ機材は委託先が開催会場へ持ち込み、教室の開催ごとに持ち帰ること。

【機材】（各実施場所につき）

Nintendo Switch本体（joy-con 2台付属）	1台
Nintendo Switch Proコントローラー	2台
太鼓の達人専用コントローラー 太鼓とバチ for Nintendo Switch	2台
太鼓の達人ドンダフルフェスティバル	1個
ぷよぷよeスポーツ Nintendo Switch	1個
Nintendo Switch Sports	1個

(2) ゲームイベント（TAKEOシルバーゲームフェスタ）

- ① 実施内容 参加者同士の交流や達成感獲得及び地域での交流を目的としたイベントの開催を行う。
- ② 開催場所 開催場所は市と協議して決定する。
- ③ 会場の設営、運営、撤収
 - ・市が準備する備品以外の必要備品の調達、搬入、会場（音響設定含む）の設営
 - ・イベントの進行、管理
 - ・イベント内容に応じた人数の、イベントに熟知したスタッフの確保
 - ※進行など再委託が必要な場合は事前に市と協議すること。
- ④ 実施回数、時間
 - ・年1回（2月頃、来場数約100～150名規模想定）
 - イベントの規模や開催時間などは市と協議して決定する。

6 事業の実施方法

(1) 委託料

5の(1) ゲーム教室および(2) ゲームイベントはそれぞれ単価契約とする。

また、以下については委託料に含めるものとする。

- ・会場までの交通費および事業にかかわる必要物品
- ・各種ゲームの著作権等の利用許諾申請料
- ・イベントにおける賞品（50,000円相当を見込む）
- ・その他事業に係る一切の経費

なお、各種ゲームの著作権等の利用許諾申請については原則委託先が行うこと。

(2) 参加料

5の(1) ゲーム教室および(2) ゲームイベントの参加料は無料とし、参加者からいかなる利用料も徴収してはならない。

(3) 実施報告・請求

実施月の翌月10日までに、市が指定する様式での実施報告書と併せて月ごとに請求書を市に提出すること。

(4) 名簿の作成、管理

参加者名簿（氏名、住所、連絡先）を作成し、参加者の把握を行い、市と共有すること。なお、個人情報については契約書別記の個人情報取扱特記事項を遵守すること。

(5) 評価・効果測定

本事業の実施の効果について、アンケートその他の評価方法を用い、市と協力して評価を行うこと。また、その他市が行う効果測定の実施について協力すること。

7 その他

(1) 本業務はeスポーツ事業ではないため、eスポーツに関連した形（名称、内容及び説明文等での言及を含む。）での実施は行わないこと。

(2) 本業務の目的に資するもので、仕様書に記載の内容以外に効果的な取組みがあれば、業務想定額の範囲内で随時提案すること。

(3) 天候等の理由等やむを得ない理由のため、5 業務内容等 や 6 事業の実施方法等に、変更・修正を行う場合は、市と協議の上決定する。また、変更・修正があった際の実施会場への連絡および調整は委託先が行うこと。